

北 海 道 消 費 者 被 害 防 止

ネ ッ ト ワ ー ク ニ ュ ー ス No. 10

[事務局] 北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟  
011 - 221 - 0110 fax 011 - 221 - 4210

## 必要性一層高まる消費者被害防止地域ネットワーク！

### 北海道消費者被害防止ネットワークが緊急会議を開催

今年度に入り、高齢者を狙った点検商法による床下工事や布団の次々販売の相談が増加傾向にあるため、欠陥住宅北海道ネットと（財）北海道建築指導センター及びネットワーク参加の高齢者関連団体、関係行政機関による緊急対策会議を平成17年7月12日（火）に道立消費生活センターで開催しました。各団体・機関からの報告や提言の主なものを紹介します。

- ・高齢者の相談は相談全体から見ると減少傾向にあるが、訪問販売に係わる相談は逆に年々増加し、中でも布団や床下工事などの点検商法、次々販売が増加している。手口は、布団類では点検やリフォームを騙り次々契約させるもので100万円以上の高額なものもある。床下工事では、排水管の洗浄から点検と称して床下に入り、家がダメになると不安を煽り、必要もない工事をする例が大半で、いずれの相談においても契約者が認知症のため家族が相談するケースも多く、高齢者への対策が必要となっている。
- ・床下工事は必ずしも高齢者のみならず20代からの相談もあるため注意が必要である。相談に対しては、必要な工事か、適切な方法か、金額が不当に高額かで判断しているが、一度支払ったお金を取り返すのは難しい（欠陥住宅北海道ネット）。
- ・訪問販売に係わる相談が年々増加し、その半数は悪質と思われ、全相談の3割が何らかのトラブルの相談である（（財）北海道建築指導センター）。
- ・昨年警察署には約5万件の相談が寄せられたが建築関係の相談は少ない。民事解決して終わりではない。逮捕して有罪に持ち込みたいので情報を提供してほしい。（北海道警察本部）
- ・認知症の人の被害が多いことを聞き、関係機関への迅速な連絡が重要と感じる。気づきが大切、ネットはワークしなければならず、スムーズなつながりを持つことが大切である（ホームヘルプサービス協議会）
- ・ネットワークニュースを全道に配布し、相談対応などの研修も開催している（（財）北海道民生委員児童委員連盟）。
- ・44カ所のブロックに分け勉強会を開催し、悪質商法をテーマにしている（道老人クラブ連合会）
- ・訪問販売業者が呼ばれなければ訪問できない不招請勧誘の禁止の検討も必要である（北海道弁護士会連合会）。など、多くの報告や提言が出されました。

道民の生活の安全や安心のために地域ネットワークの必要性を再認識させられた会議でした。現在、地域のネットワークは11地域に設立され、既存の組織を含めると17組織となりましたが、早く全道をネットで結びたいものです。皆さんで未組織市町村にネットワークの設立を呼びかけましょう。

~~~~~ 平成17年9月30日（金）函館市にネットワークが設立しました。 ~~~~~

## 厳 重 注 意

# 消火器の不正点検による高額請求の被害に注意！

[ 私立学校・幼稚園・事業者 ]

近年、消火器をたくさん設置している支店、出張所などの出先が多い事業所、スーパー、百貨店、私立の学校・幼稚園などを狙い、出入りの業者と思わせ消火器の不適正な点検を行い、高額な点検料などを請求する手口の被害が各地で多発しています。十分に注意しましょう。

### 事 例

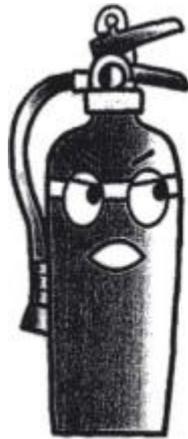
休日、学校に電話があり、「今から消火器の点検に行きます。」と言うので、いつもの点検業者だと思い承諾した。数分後、3人が事務所窓口に来たので事務員がサインをした。2時間後に集金にくると言うので内容を確認すると、いつも依頼している事業者と別の業者であり、請求金額も高額であった。

警察や弁護士に相談したところ、騙されたのだから支払う必要はないと言われたが、業者から裁判所に訴えるなどの脅迫的な言動もあり、後々面倒と思い支払ってしまった。

請求額：消火器65本 詰替 1,477,000円

スキを

みせないで！



ハンコがあれば

こっちのもんさ・・・

[事例・イラストは総務省消防庁ホームページより]

### 注 意 点

点検を承諾する前に契約業者であるかをしっかり確認する。

身分証明証等の提示を求める。

内容を説明せずに、一見合法的な書面に署名・捺印を求められても応じない。

日頃、契約している業者でないときは、ハッキリと点検を拒否する。

請求額の値引きを要求すると、契約を認めることとなるため絶対言わない。

料金をその場で支払ったり、支払う約束は絶対しない。

点検業者のまぎらわしい表現等に対して、契約の無効を主張する。

業者が居直ったり、脅迫的な言動に出たときは、警察署や消防署に通報する。

## 要 注 意

# 火災警報器の訪問販売に注意！

[ 個人宅 ・ 集合住宅 ]

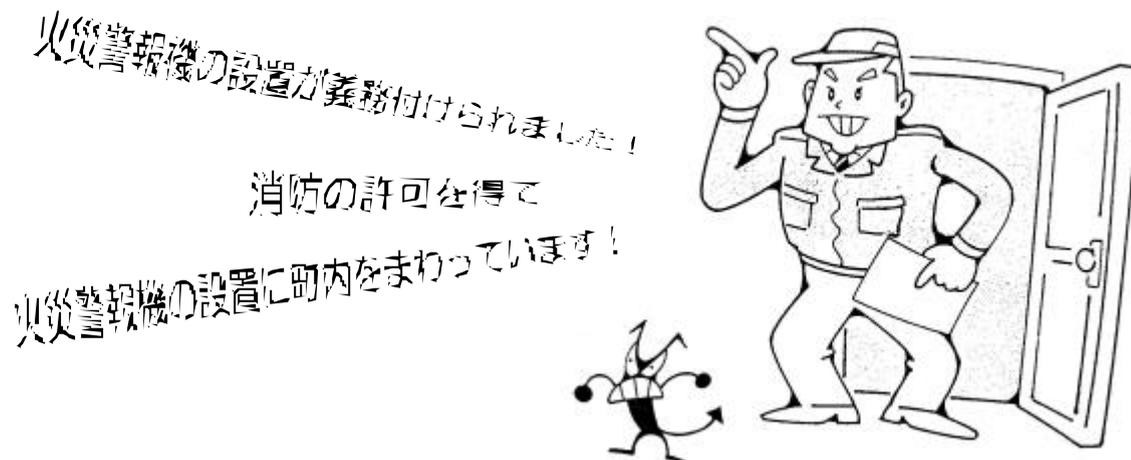
[北海道立消費生活センターより]

平成16年6月2日に消防法が改正され、平成18年6月1日から市町村の条例の基準に従って「住宅用防災機器（火災警報器）」の設置が義務付けられます。

住宅は個人住宅と集合住宅が対象となり、新築住宅は平成18年6月1日から義務付けになりますが、既存住宅については、市町村が定める条例によって適用時期（国の経過措置では長くても5年以内）が異なりますので居住地域の消防署で確認しましょう。

なお、最近、この法改正に便乗した悪質訪問販売による「住宅用火災警報器の不正取引」と考えられる事件が他県で発生し、全国に広がる恐れがあります。十分な注意が必要です。

もし、おかしいと思ったときは、すぐ最寄りの消防署等に問合わせてください。



火災警報機の設置が義務付けられました！  
消防の許可を得て  
火災警報機の設置に町内をまわっています！

## 注 意 事 項

既存住宅への火災警報器の設置義務付けは、市町村条例で定める日から適用になります。

火災警報器の設置は義務化されますが、従わない場合の罰則はありません。

火災警報器は、個人が容易に取り付け可能な電池式の物もあります。

火災警報器などの防災機器はホームセンターなどで販売しています。

火災警報器の訪問販売はクーリング・オフの対象で8日間は無条件解約ができます。

消防署で火災警報器の販売を業者に委託することはありません。

消防署員が住宅を訪問し、火災警報器を販売することはありません。

おかしいと思ったら、最寄りの消防署や消費生活センターに相談しましょう。

A T T E N T I O N  
消費者金融のローンカード詐欺に注意！  
[ターゲット：20歳代]

[北海道立消費生活センターより]

最近、金融会社に勤めていると名乗る知人に「1ヶ月に30人分のローンカードを作るノルマがあるので協力してほしい」などと頼まれ、消費者金融のカードを作らされた上に、さらに友人らを紹介させる方法で連鎖的に勧誘し、作ったカードも預けさせられ無断で使われるため、多額の借金を負わされるローンカードを使った詐欺が20代の若者の間で再び発生しています。

この手口は、以前にも札幌で発生し「ネットワークニュースNo.6」で注意を呼びかけています。

自分のカードは、本人しか使えません、カードの請求は名義人に来ますので頼まれても絶対に他人に貸さないようにしましょう。

**あなたはカードを貸しますか！**



**カードトラブルを防ぐための注意点**

作ったクレジットカードやローンカードが届いたらすぐ自筆で署名しましょう。

自分のカードは他人は使えません。他人に絶対貸さないでください。

カードを他人に貸したときのトラブルには保険が適用されません。

カードを紛失したり、盗まれたときは、急いでカード会社と警察に届けましょう。

紛失や盗難にあったときに盗難届を出さないで不正使用された損害は、名義人に請求されますので注意しましょう。